

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 古部 次郎 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒107-6022 日本国東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル22階 私書箱513号 セリオ国際特許商標事務所		発送日 (日.月.年) 12.12.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 SHW17-016PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/034506	国際出願日 (日.月.年) 25.09.2017	優先日 (日.月.年) 11.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B62D5/04(2006.01)i, F16D3/68(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社ショーワ			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 01.12.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 鈴木 敏史	3Q 9431
		電話番号 03-3581-1101 内線 3381	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	5	有
	請求項	1-4, 6-11	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-11	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-11	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

国際調査報告で引用された

文献1：JP 2017-36767 A (株式会社ジェイテクト) 2017.02.16

文献2：DE 2706034 A1 (DIPL.-ING.) 1978.08.17

文献3：日本国実用新案登録出願 4-88352 号(日本国実用新案登録出願公開 6-51557 号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録した CD-ROM (コニカ株式会社) 1994.07.15

文献4：JP 11-290558 A (千葉光信) 1999.10.26

請求項1、8に係る発明は、引用文献1により新規性、進歩性を有しない。

引用文献1 (段落0023-0036、図3-5)には、電動パワーステアリング装置、軸継手において、出力軸14aに装着されると共に、出力軸14aの軸方向に突出する第1突出部52を有する第1部材50と、電動モータの回転速度を減速する減速部の回転軸18であって出力軸と同軸的に配置された回転軸18に装着されると共に、軸方向に突出する第2突出部64を有する第2部材60と、出力軸14aと回転軸18との間に配置されて、放射状に突出する複数の突起721、722 (図4-5)を有すると共に、複数の突起のうちの隣接する突起にて、第1突出部52及び第2突出部64のいずれかの一方の突出部64が挿入される第1間隙75と、他方の突出部52が挿入される第2間隙74とを形成し、第1間隙75に、一方の突出部64の挿入を許容するが、他方の突出部52の挿入を抑制する抑制部72、75を有し、第2間隙74には、一方の突出部64の挿入を抑制しない介在部材70を備える点が記載されている。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 2-4、6-7、9-11 に係る発明は、引用文献 1 により新規性、進歩性を有しない。

引用文献 1 (段落 0023-0036、図 3-5) には、抑制部 72、75 は、第 1 間隙 75 における他方の突出部 52 側の開口部を塞ぐ塞ぎ部である点、塞ぎ部 72、75 は、第 1 間隙 75 を形成する突起 721、722 間に跨がる点、介在部材 70 は、複数の突起の基端となる基端部 (図 3) を有し、塞ぎ部 72、75 は、第 1 間隙 75 を形成する突起 721、722 及び基端部に跨がる点が記載されている。

また、介在部材 70 は、第 1 間隙 75 における他方の突出部 52 側の開口部を塞ぎ、第 1 間隙 75 における一方の突出部 64 側の開口部を塞いでいない点が記載されている。

また、抑制部 72、75 は、複数の第 1 間隙 75 のうちの少なくともいずれかに設けられる点が記載されている。

請求項 8 に係る発明は、引用文献 2 により新規性、進歩性を有しない。

引用文献 2 (全文、図 1、3-5) には、軸継手において、第 1 回転軸に装着されると共に、第 1 回転軸の軸方向に突出する第 1 突出部 5'、5'' を有する第 1 部材 1、3 と、第 1 回転軸と同軸的に配置されると共に、第 2 回転軸の軸方向に突出する第 2 突出部 6 を有する第 2 部材 2、4 と、第 1 回転軸と第 2 回転軸との間に配置されて、放射状に突出する複数の突起 7'、7'' を有すると共に、複数の突起のうち隣接する突起にて、第 1 突出部及び第 2 突出部のいずれか一方の突出部 5'、5'' が挿入される第 1 間隙 (図 1、3 参照) と、他方の突出部 6 が挿入される第 2 間隙 (図 1、5 参照) とを形成し、第 1 間隙に、一方の突出部 5'、5'' を許容するが他方の突出部 6 の挿入を抑制する抑制部 9'、9'' を有し、第 2 間隙には、一方の突出部 5'、5'' の挿入を抑制しない介在部材 7 を備える点が記載されている。

請求項 9-11 に係る発明は、引用文献 2 により新規性、進歩性を有しない。

引用文献 2 には、抑制部 9'、9'' は、第 1 間隙 (図 1、3 参照) における他方の突出部 6 側の開口部を塞ぐ塞ぎ部である点、介在部材 7 は、第 1 間隙における他方の突出部 6 側の開口部を塞ぎ、第 1 間隙における一方の突出部 5'、5'' 側の開口部を塞いでいない点、抑制部 9'、9'' は、複数の第 1 間隙の内の少なくともいずれかに設けられる点が記載されている。

請求項 1-4、6-7 に係る発明は、引用文献 2 により進歩性を有しない。

引用文献 2 には、前記の指摘に加え、塞ぎ部 9'、9'' は、第 1 間隙 (図 1、3 参照) を形成する突起間に跨がる点、介在部材 7 は、複数の突起の基端となる基端部 (図 1 参照) を有し、塞ぎ部は 9'、9''、第 1 間隙を形成する突起及び基端部に跨がる点が記載されている。

引用文献 2 の軸継手を電動パワーステアリング装置に用いることは、当業者が適宜なし得たことである。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 5 に係る発明は、引用文献 1 - 4 により進歩性を有しない。

材料の削減や軽量化の観点で回転部分に切り欠きを設けることは、従来周知の事項である（引用文献 3 の段落 0 0 1 1、引用文献 4 の段落 0 0 1 9、0 0 3 1）。

かかる観点で、引用文献 1 の塞ぎ部や引用文献 2 の塞ぎ部において、それらの基端側の部位に切り欠きを設けることは、当業者が容易になし得たことである。